

法定福利費の内訳を明示した請負代金内訳書の提出について（お知らせ）

令和3年3月19日

建設工事における社会保険未加入対策の取組みの一環として、公共工事標準請負契約約款（以下、「標準約款」という。）が改正され、公共工事の発注者等が講ずべき具体的な措置について定める「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、発注者は、標準約款に沿った契約約款に基づき、受注者から提出された請負代金内訳書において、法定福利費に相当する額が適正に計上されていることを確認するよう努めることが規定されました。

本市においては、岡山市建設工事請負契約約款を改正し（別紙参照）、以下のとおり法定福利費の内訳を明示した請負代金内訳書を新たに提出していただくこととしますので、お知らせします。

記

1 改正内容

工事に着手すべき時期までに、監督員へ、法定福利費の内訳を明示した請負代金内訳書の提出が必要となります。

作成方法は、別添「請負代金内訳書（作成例）」をご参照ください。

2 対象工事

契約課において公告等を行う全ての工事

※岡山市小規模工事取扱規程第2条で定める小規模工事は含みません。

3 実施時期

令和3年4月1日以降に公告等する工事から適用する。

岡山市財政局財務部契約課

TEL(086)803-1195

FAX(086)803-1736

E-mail:keiyaku@city.okayama.lg.jp

岡山市工事請負契約款新旧対照表

改正前	改正後
<p>(工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 受注者は、設計図書に基づいて工程表を作成し、工事着手すべき時期までに発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、発注者が請負代金内訳書の提出を求めたときは、請求があつてから14日以内に請負代金内訳書を発注者に提出しなければならない。</p> <p>3 工程表及び請負代金内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>	<p>(工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 受注者は、設計図書に基づいて工程表及び請負代金内訳書(以下「内訳書」という)を作成し、工事に着手すべき時期までに発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</p> <p>3 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>